

令和元年度 第2回

浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議 議事要旨

日時：令和2年2月5日（水） 9：57 ～ 10：26

場所：浦添市役所 4階 企画調整会議室

議題

- 報告1 基本合意書の変更について
- 報告2 事業の進捗状況について
- 議事1 令和2年度当初予算（案）について
- 議事2 連絡会議会則の改正について

配付資料

- 資料1 新一般廃棄物処理施設整備に関する基本合意書改正案 新旧対照表
- 資料2-1 浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の進捗状況
- 資料2-2 浦添市新クリーンセンター整備スケジュール
- 資料3 令和2年度当初予算（案）
- 資料4 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則（案）

出席者

- 会長 浦添市長 松本 哲治
- 委員 中城村長 浜田 京介
- 委員 北中城村長 新垣 邦男

会議結果

- ・議事1について、令和2年度当初予算（案）を了承した。
- ・議事2について、連絡会議会則の改正（案）を了承した。

令和元年度 第2回

浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議

日 時：令和2年2月5日（水）
10時00分～11時00分
場 所：本庁4階 企画調整会議
事務局：浦添市 市民部
新クリーンセンター建設室

会 次 第

■ 開会 事務局

■ 進行 会 長（連絡会議会則第10条）

【報告1】基本合意書の変更について 資料1

【報告2】事業の進捗状況について

・浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の進捗状況 資料2-1

・浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業スケジュール 資料2-2

【議事1】令和2年度当初予算（案）について 資料3

【議事2】連絡会議会則の改正について 資料4

■ 閉会 事務局

新一般廃棄物処理施設整備に関する基本合意書改正案 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
2 稼働目標年度 新施設の稼働目標年度は、<u>平成 39 年度</u>を目途とする。 8 新施設の建設等に係る費用負担 新施設の建設に係る費用（以下「建設費用」という。）、その運営に係る費用（以下「運営費用」という。）及びその廃止に係る費用（以下「廃止費用」という。）について、以下のとおりとする。 (1) 建設費用 <u>地域計画及び基本設計等に基づく推計搬入数量割とする。</u> (2) 運営費用 ① 新施設におけるごみ処理経費は、現施設（<u>浦添市クリーンセンター及び青葉苑</u>）におけるごみ処理経費を基準に「同程度の経費軽減率」となるよう搬入数量割と均等割を加えたものとする。	2 稼働目標年度 新施設の稼働目標年度は、<u>令和 9 年度</u>を目途とする。 8 新施設の建設等に係る費用負担 新施設の建設に係る費用（以下「建設費用」という。）、その運営に係る費用（以下「運営費用」という。）及びその廃止に係る費用（以下「廃止費用」という。）について、以下のとおりとする。 (1) 建設費用 <u>浦添市クリーンセンター及び青葉苑（以下、「現施設」という。）に搬入された可燃・不燃・粗大ごみの搬入数量割（平成 28 年度から令和 2 年度までの実績値）とする。</u> (2) 運営費用 ① 新施設におけるごみ処理経費は、現施設におけるごみ処理経費を基準に「同程度の経費軽減率」となるよう搬入数量割と均等割を加えたものとする。

浦添市 中城村 北中城村

新一般廃棄物処理施設整備に関する基本合意書



平成 28 年 11 月

平成 29 年 12 月 変更

令和 2 年 1 月 変更



浦添市、中城村及び北中城村（以下「各市村」という。）は、新一般廃棄物処理施設（以下「新施設」という。）を共同で整備するにあたり、平成 28 年 11 月 11 日付け締結した基本合意書の内容を下記のとおり変更することについて合意する。

記

1 共同処理の体制

新施設の建設、運営及び廃止に関する事務は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく浦添市への事務の委託により実施するものとし、事務の委託の開始は、平成 30 年度を目途とする。

委託する事務の範囲は次のとおりとし、詳細については各市村で協議して定める。

- (1) 新施設の建設に関する事務
- (2) 新施設の運営に関する事務
- (3) 新施設の廃止に関する事務

2 稼働目標年度

新施設の稼働目標年度は、令和 9 年度を目途とする。

3 建設地

新施設の建設地は、浦添市伊奈武瀬一丁目 555 番 25 とする。

4 一般廃棄物処理施設処理対象地域

新施設の一般廃棄物処理対象地域は、各市村の行政区域とする。

5 処理対象とする一般廃棄物の種類

新施設で処理対象とする一般廃棄物の種類は、現に「浦添市クリーンセンター」及び「青葉苑」において処理している可燃・不燃・粗大ごみとする。

備室を浦添市に置くものとする。

② 平成30年度以降の当該事務は浦添市が執行するものとし、事務の進捗に応じて必要となる組織の設置及び人員の配置を行うものとする。

(3) 中城村及び北中城村は、浦添市行政財産使用料徴収条例に基づいて算定した土地使用料を負担するものとする。この場合において、詳細については各市村で協議して定める。

10 補則

本合意書に定めのない事項、及び合意事項について疑義が生じたときは、各市村で協議して定める。

この基本合意の証として本合意書3通を作成し、浦添市長、中城村長及び北中城村長において署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2 年 1 月 31 日

浦添市長

松本哲治



中城村長

洪田 久



北中城村長

新垣邦男





浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業の進捗状況

- R1.8.14 令和元年度 第1回連絡会議の開催
- R1.8.26 沖縄県中央卸売市場協会等への説明会の開催
- R1.8.27 沖縄県中央卸売市場花き部連絡協議会等への説明会の開催
- R1.8.29 沖縄県環境影響評価審査会（概要説明）
- R1.9.3 環境影響評価 住民説明会の開催（那覇市）
- R1.9.5 環境影響評価 住民説明会の開催（浦添市）
- R1.9.12 沖縄県環境影響評価審査会（現地調査）
- R1.10.21 「浦添市伊奈武瀬地区の明るい未来構想委員会」より要請文書を受理
- R1.11.14 浦添市新クリーンセンター整備基本計画審議会（第7回専門部会）
の開催
- R1.11.25 環境影響評価方法書に対する知事意見の受理
- R1.11.25 「環境影響評価現況調査業務委託」の契約締結
- R1.11.28 第5回 浦添市新クリーンセンター整備基本計画審議会の開催
- R1.12.24 令和元年度 第4回幹事会の開催
- R1.1.1 環境影響評価 現況調査への着手（令和2年12月末まで）

----- 今後の予定 -----

- 審議会・専門部会の開催
- 浦添市新クリーンセンター整備基本計画・基本設計（案）の答申

浦添市新クリーンセンター整備スケジュール

(令和2年1月現在)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
循環型社会形成推進 地域計画	第1次計画(H30～R4)				第2次計画(R5～R9)					
基本計画・基本設計										
発注業務（公募・審査）										
実施設計・建設工事										
運営（施設稼働）										 供用開始
環境影響評価	配慮書・方法書・準備書・評価書					事後調査(工事中)				 事後調査 (供用時)

※令和9年4月 供用開始（予定）

令和 2 年度 歳入予算（案）

表 1

（単位：千円）

款項目等	要求額
9 款 分担金及び負担金	31,542
2 項 負担金	31,542
4 目 衛生費負担金	31,542
2 節 清掃費負担金	31,542
001 細節 新一般廃棄物処理施設整備事業負担金	31,542

【説明】

総事業費 200,175千円 － 交付金 75,156千円 ＝ 一般財源分 125,019千円
 一般財源分にごみ量搬入数量に基づく負担割合を掛けて各市村の負担金額を算出した。

- ・ 浦添市負担金
 $125,019 \text{千円} \times 0.7476924 \div 93,477 \text{千円}$
- ・ 中城村負担金
 $125,019 \text{千円} \times 0.1195769 \div 14,949 \text{千円}$
- ・ 北中城村負担金
 $125,019 \text{千円} \times 0.1327307 \div 16,593 \text{千円}$

負担割合	
浦添市	74.77%
中城村	11.96%
北中城村	13.27%

※地域計画に記載しているR5年度
 推計ごみ搬入数量による。

表 2

（単位：千円）

款項目等	要求額
11 款 国庫支出金	75,156
2 項 国庫補助金	75,156
4 目 衛生費国庫補助金	75,156
2 節 衛生費補助金	75,156
004 細節 循環型社会形成推進交付金（1/2）	75,156

【説明】

交付金の対象経費に交付率1/2を掛けて交付金額を算出した。
 対象経費は次のとおり。

- (1) 事業者選定アドバイザー業務委託料
- (2) 技術支援業務委託料
- (3) 環境影響評価業務委託料
- (4) 環境影響評価現況調査業務委託料

令和 2 年度 歳出予算（案）

表 1 新一般廃棄物処理施設整備事業

（単位：千円）

款項目等	要求額
4 款 衛生費	152,869
2 項 清掃費	152,869
3 目 塵芥処理施設費	152,869
3 節 職員手当等	1,188
7 節 報償費	42
8 節 旅費	203
10 節 需用費	257
11 節 役務費	31
12 節 委託料	150,808
13 節 使用料及び賃借料	305
17 節 備品購入費	30
26 節 公課費	5
合 計	152,869

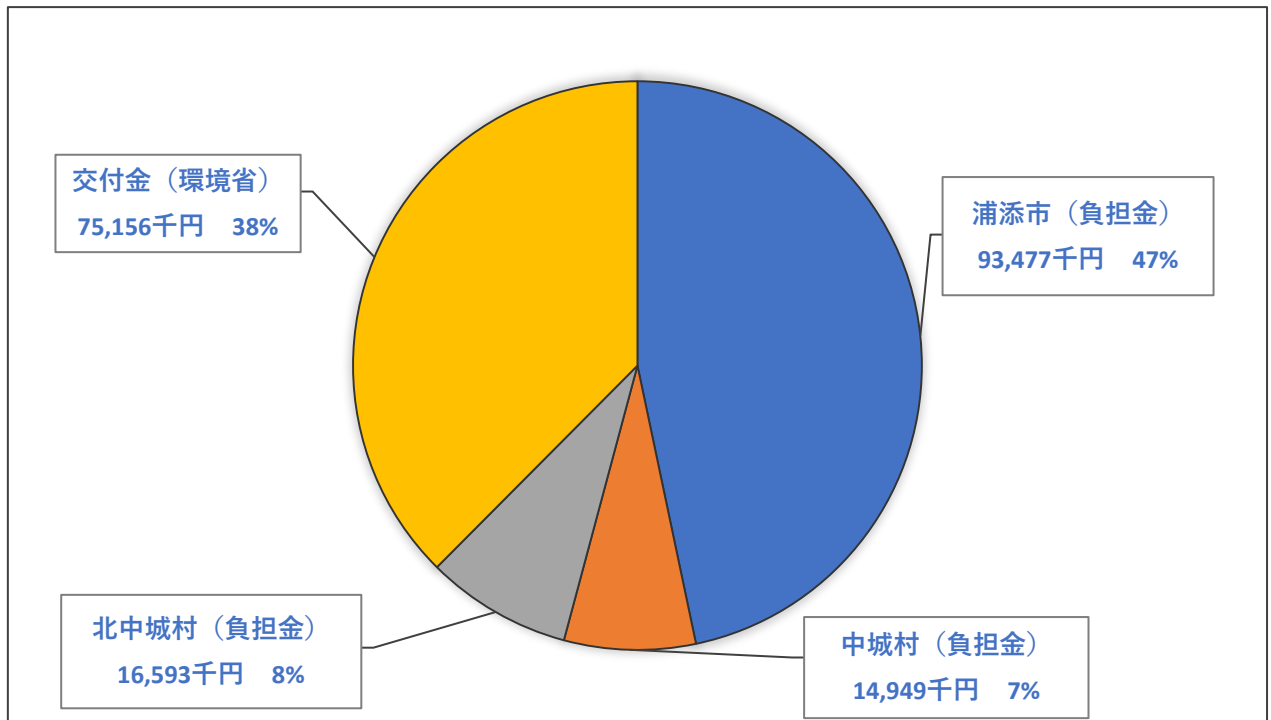
表 2 職員人件費（6 人分）

（単位：千円）

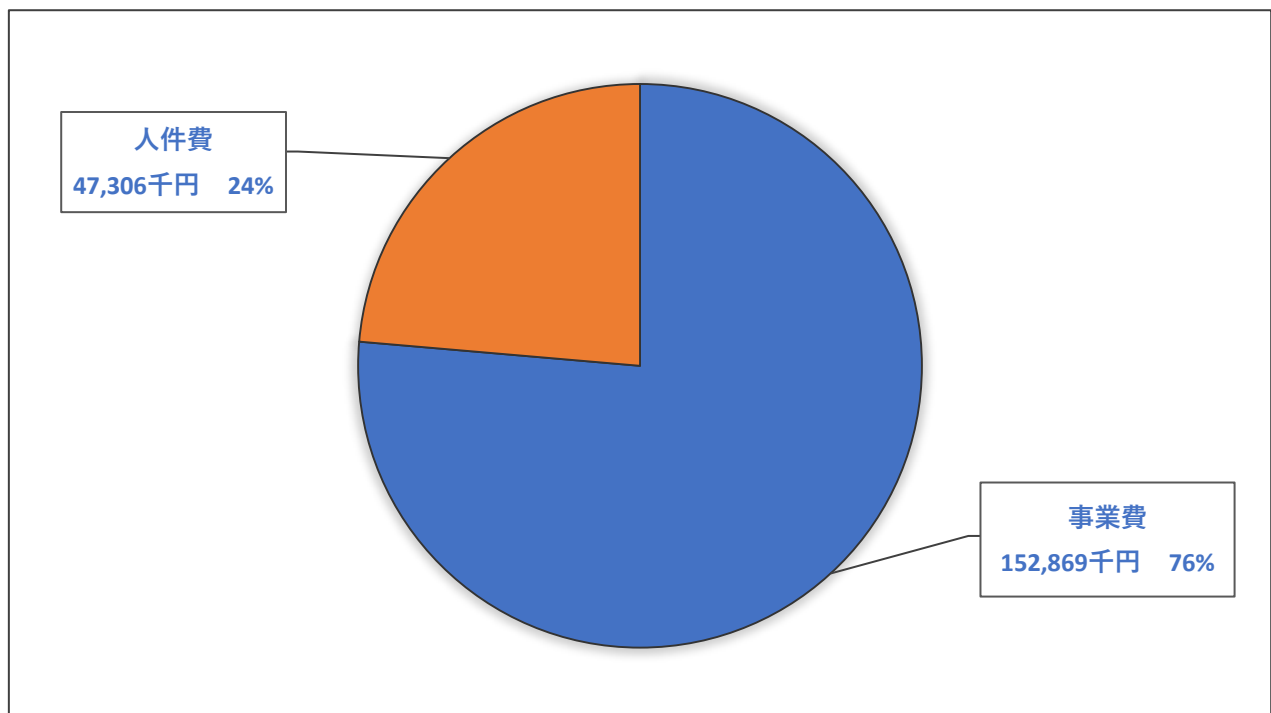
款項目等	要求額
4 款 衛生費	47,306
2 項 清掃費	47,306
3 目 塵芥処理施設費	47,306
2 節 給料	25,440
3 節 職員手当等	13,599
4 節 共済費	8,267
合 計	47,306

総事業費 200,175 千円

財源内訳



歳出内訳



浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則(案)

平成 30 年 7 月 31 日

連絡会議決定

(趣旨)

第 1 条 この会則は、次に掲げる規約に基づき、連絡会議の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(2) 北中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(合同設置)

第 2 条 連絡会議は、浦添市、中城村及び北中城村が合同して設置する。

(名称)

第 3 条 連絡会議は、浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議という。

(所掌事務)

第 4 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) ごみ処理施設の建設、運営及び廃止に係る連絡調整に関すること。

(2) 委託事務に係る予算及び決算に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 5 条 連絡会議は、会長及び委員 2 人をもって組織する。

(会長)

第 6 条 会長は、浦添市長とする。

2 会長は、連絡会議の事務を統括し、連絡会議を代表する。

(委員)

第 7 条 委員は、中城村長及び北中城村長とする。

(会長の職務代理人)

第 8 条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、浦添市長の職務代理人が会長の職務を代理する。

(招集)

第 9 条 連絡会議は、会長が招集する。

2 連絡会議は、年 2 回これを招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、委員から連絡会議の招集の請求があるときは、会長は、連絡会議を招集しなければならない。

(運営)

第 10 条 連絡会議は、委員の全員が出席しなければ開くことができない。

2 委員がやむを得ない理由により連絡会議に出席できない場合は、当該委員が指定する職員をもってその職務を代理させることができる。

3 会長は、連絡会議の議長となる。

4 会長は、第 4 条に規定する所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 11 条 連絡会議に、その所掌事務について協議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第 1 に掲げる職にある者を充てる。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 第 9 条第 1 項及び第 4 項並びに前条第 2 項から第 4 項までの規定は、幹事会の運用について準用する。

(作業部会)

第 12 条 幹事会に、その所掌事務について調査・研究させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第 2 に掲げる職にある者を充てる。

3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 第9条第1項及び第4項並びに第10条第2項から第4項までの規定は、作業部会の運用について準用する。

(経費)

第13条 連絡会議に要する費用は、浦添市において負担する。

(費用弁償等)

第14条 会長、委員及び職員並びに第10条第4項(第11条第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定により出席を求められたものは、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用の弁償等のうち旅費を支給する場合において、その額及び支給方法は、浦添市の職員に支給する旅費の例による。

(事務局)

第15条 連絡会議の事務局は、浦添市に置く。

(会議録)

第16条 会長は、事務局の職員に会議録を作成させるものとする。

(連絡会議の解散の場合の措置)

第17条 連絡会議が解散した場合における事務の承継については、浦添市長、中城村長及び北中城村長が協議の上これを定める。

附 則 (平成30年7月31日)

この会則は、平成30年7月31日から施行する。

附 則 (令和2年2月5日)

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 11 条関係)

幹事長	浦添市 新クリーンセンター建設室長 浦添市 環境保全課長
副幹事長	中城村 住民生活課長 北中城村 住民生活課長
幹事	浦添市 環境保全課長 浦添市 環境施設課長 浦添市 新クリーンセンター建設課長 浦添市 新クリーンセンター建設室主査 浦添市 新クリーンセンター建設室技査 浦添市 環境保全課 環境推進係技査 浦添市 環境保全課 環境推進係長 浦添市 環境保全課 環境整備係長 浦添市 環境保全課 環境整備係主査 浦添市 環境施設課 管理係長 浦添市 新クリーンセンター建設課 建築係長 浦添市 新クリーンセンター建設課 建築係主査 浦添市 新クリーンセンター建設課 建築係技査 中城村 住民生活課 生活環境係長 北中城村 住民生活課 環境対策係長

別表第 2 (第 12 条関係)

部会長	浦添市 新クリーンセンター建設室主査 浦添市 環境保全課環境推進係技査
副部会長	中城村 住民生活課 生活環境係長 北中城村 住民生活課 環境対策係長
部会員	浦添市 環境保全課 環境推進係長 浦添市 環境保全課 環境整備係長 浦添市 環境保全課 環境整備係主査 浦添市 環境施設課 管理係長 浦添市 新クリーンセンター建設課 建築係長 浦添市 新クリーンセンター建設課 建築係主査 浦添市 新クリーンセンター建設課 建築係技査